

市立病院建設検討特別委員会 会議記録

- 1 日 時 平成25年6月21日(金)午後1時30分開会
- 2 場 所 特別委員会室
- 3 出席委員 委員長 山口 栄 作
副委員長 城 所 正 美
委員 原 裕 二
委員 関 根 ジロー
委員 織 原 正 幸
委員 石 川 龍 之
委員 杉 山 由 祥
委員 伊 藤 余一郎
委員 杉 浦 誠 一
委員 末 松 裕 人
委員 小 沢 暁 民
- 4 正副議長 議長 中 川 英 孝
副議長 渡 辺 美喜子
- 5 出席理事者 別紙のとおり
- 6 出席事務局職員 事務局 長 笠 原 祐 一
議事調査課長 染 谷 稔
議事調査課長補佐 原 島 和 夫
議事調査課長補佐 根 本 真 光
議事調査課長主幹 窪 川 栄 一
- 7 会議に付した事件
平成25年度陳情第1号 千駄堀地区の新市立病院建設予定地に係る埋蔵文化財の徹底調査を求める陳情
- 8 会議の経過及び概要
委員長開議宣告
議 事
傍 聴 議 員 伊東英一議員 高橋伸之議員 大井知敏議員 深山能一議員
山中啓之議員 岩堀研嗣議員 安藤淳子議員 大橋博議員
中田京議員 谷口薫議員 諸角由美議員
傍 聴 者 4名

平成25年度陳情第1号 千駄堀地区の新市立病院建設予定地に係る埋蔵文化財の徹底調査を求める陳情

山口栄作委員長

平成25年度陳情第1号、千駄堀地区の新市立病院建設予定地に係る埋蔵文化財の徹底調査を求める陳情を議題といたします。

陳情者に趣旨説明をしていただくため、休憩いたします。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時39分

山口栄作委員長

本件について理事者から発言はございますか。

社会教育課長

私のほうからは、埋蔵文化財と陳情にございます大六天遺跡について御説明をさせていただきます。

まず、文化財についてでございますが、文化財保護法では、第1条に、文化財を保護し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とするとうたっております。また第3条では、文化財について、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ将来の文化向上発展の基礎をなすものであるもの、第4条では、貴重な国民的財産である、とあります。このような中、埋蔵文化財は、過去の人々の残した多くの痕跡の中で、長い歴史の波にもまれながらわずかに残ったものであり、残した人々の社会の状況や内蔵されている状況があることから、社会教育や学校教育を通じ、現代社会生活に生かされております。そして、一度壊すと二度と復元できないといった性格を持っているため、現状でそのまま残すことが最良の方法と言われておりますけれども、やむを得ない場合、例えば具体的には宅地造成や道路建設など土木工事によって保存することが困難な場合には、現状保存の代替措置として発掘調査を実施し、記録保存を行い、後世に残すといった記録保存の措置を講じているところでございます。

次に、松戸市の埋蔵文化財について御説明させていただきます。

埋蔵文化財の実態と文化行政に資するため、昭和46年に下総資料館へ調査を依頼し、昭和46年から50年にかけて、下総考古学研究所の専門家がフィールド調査としまして、現地を歩いて遺物の表面採取や地形を観察し、遺跡の範囲の想定を行いました。これをもとに松戸市教育委員会は、昭和51年に松戸市埋蔵文化財包蔵地所在調査報告書、「松戸の遺跡」を刊行いたしました。当時の遺跡は165か所ございましたけれども、その後、区画整理や道路工事などによって新たな発見もございまして、現在は198か所でございます。

続きまして、陳情にございます大六天遺跡の概要についてでございますが、先ほど申し述べました昭和51年に刊行しました「松戸の遺跡」の報告によりますと、所在地は、松戸市千駄堀第六天、天神脇、縄文時代の遺跡が包含し、フィールド調査時の観察によると、天地返しで一部破壊が見られるという報告になっております。

また、大六天遺跡のこれまでの調査実績といたしましては、陳情要旨の中にも明記してございますけれども、平成4年11月に当該地に墓地造成に伴う埋蔵文化財の照会がなさ

れました。照会地は、台地部と低地部に分かれ、既に台地部はその先端が削平と言いまし、自然の中で削り取られてしまったということで、その部分と北側の低地に関しましては、現地確認の結果、遺跡が存在する可能性はないと判断されました。

なお、南側に狭く、残存する台地部に関しましては、大六天遺跡に近接しており、試掘の結果、縄文時代の遺物包含層の存在が確認されました。さらに、土器の出土もあったことから、事業者と協議をし、確認調査を実施することになりました。

確認調査は、平成5年2月1日から9日まで行われ、時期不明の——時代がわからない、特定できない溝状の遺構が検出されましたが、ほかに明確な縄文時代や古墳時代のものと判断される遺構は検出されませんでしたので、本調査には至らず、確認調査で終了し、平成4年度松戸市内遺跡発掘調査概報として記録保存をしております。

なお、主な出土品といたしましては、土器片が42点、石器が2点などあり、現在は博物館のほうに保管してございます。

最後に、新病院建設事業地内の大六天遺跡の埋蔵文化財調査についてでございますが、病院建設事務局と社会教育課で協議をさせていただきました結果、新病院建設事業地のうち、埋蔵文化財包蔵地内の事業地につきましては、千葉県埋蔵文化財発掘調査標準に則りまして、面積の約10%を確認調査させていただきます。事業地内でも、包蔵地外の区域につきましては、試掘をさせていただきます。

発掘調査の手順といたしましては、農地の一時転用が許可され、準備が整う平成25年7月、来月からになります。包蔵地に隣接する地区を約2か月間かけまして試掘調査を行います。次に、農地転用の許可の必要がない山林部分を平成25年10月から約3か月程度かけまして確認調査を行います。その後、開発行為及び農地転用の許可が取得できからになります。平成26年1月ごろから8月ごろまでかけまして、包蔵地内は確認調査を、包蔵地外は試掘を実施いたします。確認調査の結果を踏まえまして、本調査の要否並びに本調査が必要な場合は、調査範囲、期間等を決定し、本調査を実施することとなります。

山口栄作委員長

この後の審査につきましては、質疑と意見交換を分けて行い、質疑終了後に委員間の意見交換をフリートーキングにより行いたいと思います。

【質 疑】

伊藤余一郎委員

先ほど陳情者から趣旨説明がありました。ただ、私としては、聞きたかったなと思う点があるのですが、この陳情の要旨の中に、市立病院の建設に着手する前に埋蔵文化財の確認調査を省略しようというのは本末転倒でありますと書いてある。この文章、よくよく読んでみると、確認調査はやらないということで進めるのでは、それはとんでもないじゃないかという意味に受け取れるわけです。ただ、陳情者の説明の中では、この点については残念ながら触れられていなかったもので、確認の——つまり私が確認しようがないわけですが、ただ言えることは、これまでの市立病院建設にかかわるこの文化財の発掘に関する質問等々のあった中では、少なくとも確認調査はやらないと、省略するんだということは一言も聞いていないので、事実としてこれはかなり大きな違いなんだなということを感じております。当局は、これまで確認調査はやらないという方向で議会で答弁した記憶というのはあるでしょうか。もし、私がないのかもしれないので、もし何でしたら、その辺につ

いて一言意見があれば伺いたいというのが第1点。

第2点として、陳情項目では、建設予定地全域にわたって徹底的な確認調査を実施してくれと、こう書いてある。これもまた言葉そのものが抽象的なので、徹底的な調査というのはどういう中身なのかなど。先ほどいろいろ、縷々説明があった中では、例えば試掘、つまり試みの発掘をまずやりますよと、それによって本調査が必要になれば本調査に、確認調査をやりながら向かいますよと。やる面積、つまり発掘するための面積というのは、全体の面積の10%が基本になるという趣旨の答弁があったかと思うんですが、その点は千葉県、あるいは文化庁の、こうした重要な文化財の発掘に関する基本的な基準として10%ということが書かれているのか、あるいは独自の県の基準みたいなものがあるのか、あるいは今回は3%の試掘とも言われていますが、試掘は試掘、つまり試みの発掘は3%だが、最終的には全体の必要な面積の、あるいは文化財があるだろうと思われる——何か難しい言葉がありましたね、文化財何とか——その10%——3%でなくて10%の基準でやるんですよという、そういう意味なのかなと、この2点について伺いたいと。

病院建設事務局審議監

病院建設の検討をしていく過程の中で、今年の6月25日でございます、急性期病院の検討書というのを市立病院建設検討特別委員会に提示させていただきました。その中で、埋蔵文化財のことについても記載をさせていただいております。その中で、確認調査をやらせていただく旨、その範囲を約10%の調査を対象とする旨、そういったことを御報告しております。

また、ただいま社会教育課長からお話ございましたが、社会教育課と協議の上、この7月から試掘の調査にも入らせていただくということになっております。

社会教育課長

伊藤余一郎委員の2点目の御質疑でございますけれども、基本的に包蔵地——お手元の資料の図面を見ていただきたいのですが、これちょっと病院の地形図は、これ、中間報告のときにいただいた資料でございますので、赤い線が病院の建設事業地でございます。緑の枠が包蔵地と言われている部分でございます。緑の部分の調査に関しましては、もう初めから確認調査ということで、おおむね10%の調査をさせていただきます。この緑のところから外れた部分につきましては、試掘と言いまして、試し掘りを何か所か、基本的に2メートル四方のピットという穴を掘らせていただいて、そういうものが、中でそこに確認調査をする必要があるようなものが出てきた場合には、確認調査のほうに移行するようになります。その基準といたしましては、千葉県のほうから、千葉県の埋蔵文化財発掘調査標準や千葉県埋蔵文化財保護の手引きの中で確認調査についてはおおむね10%、試掘については、県のほうでは1%というふうな指示が出ていたのですが、なかなか1%ですと慎重な調査はできないということで、松戸市ではおおむね3%ぐらい、多目にやっている実態がもうございます。

伊藤余一郎委員

前半のことはよくわかりました。確認調査はやると、一貫して述べているという意味でとらえていいわけですね。

それから、あとの後半の部分の答弁の中で、試掘調査は1%でいいということになっているのだが、今回は3%はやりますよということと受け取ってよろしいわけですね。その確認です。1%から3%の場合というのは、試掘ではどういう面積になるのですか。

面積はどれぐらいになるのですか。

社会教育課長

すみません、まず整理させていただきますと、1%につきましては、県のほうで、おおむね1%程度やりましょうということの基準がございまして、ただ、松戸市では、ほかの事例も含めまして、今回の事例じゃなくて、毎年30件から60件ぐらい、試掘並びに確認調査、本調査をやっておりますので、そのときの経験から、慣例として3%程度調査をさせていただいて、慎重に調査をしております。

あと、面積につきましては、例えば今回の緑の枠の中であれば、この中の10%は確認調査をします。それ以外の包蔵地と言いまして、この緑のところ以外のところの総面積のおおむね1%を試し掘り、試掘をしまして、そういう遺跡がここに眠っているかどうかを確認します。あるということであれば、確認調査という形で、もう少し広い部分を調査に進みまして、全体的にこの予定地が、この中に埋蔵文化財が、きちんと保存すべきものがあるかどうかの確認をさせていただくような考えでおります。

伊藤余一郎委員

そうすると、調査そのものは、試掘を含めてちゃんとやる。それらの一連の流れを、ある意味では、言葉では徹底的な調査とも言えるということで受け止めていいのかなど。あるいは、いやそうではないんだと、徹底的な調査というのは、やるやらないは仮に別にしても、こんな調査やこんな調査が本来あるんですよと。ただし、松戸市のあの千駄堀の病院建設用地は、そこまでやらなくてもいいんだとかという理由があるのだろうか。どっちと受け止めていいのか。あるいはそもそも徹底的というのは、文化庁などから示されている中身を基本的にそれを達成してやっていけば、それは徹底的調査なんだということが言えるのだろうか。その点についてはどうでしょう。

社会教育課長

まず、発掘調査につきましては、一般的に言われている内容でございましてけれども、埋蔵文化財はそのまま残すということが一番大事でございまして、そこを発掘することによりまして、遺跡自体が傷んでしまう、荒らされてしまうということで、発掘も一種の破壊であるというような言い方をされておまして、その考えから言いますと、県のほうの必要最小限で、確認調査については10%、試掘については1%と言われておりますけれども、その中で、その土地の下に遺跡があるのかということを確認させていただいております。過去には、県のほうの基準に基づいてきちんと調査はできているというふうに考えております。

伊藤余一郎委員

もう一点あります。ずばり言えば、ここの場所は、埋蔵文化財があるないにかかわらず——あるとしましょう、多分出てくるでしょうという場合に、いわゆる建築物そのものが、通常言う民家の戸建てなものではありません。したがって、9階、8階というビルみたいになるわけで、当然、それを支えるために地下に穴を掘る、ボーリングをして、そして何らかの地下に鉄骨なりを埋め込むわけですよ。強度、地震対策なども含めてね。それは文化財が試掘では4メートル四方の深さの広さで、言ってみれば4メートル四方だから、深さはどうなのですか、私、知りませんが、せいぜい50センチとか60センチ、あるいは深くても1メートルぐらいですよ。それをやっていくことによって、「おっおっ、す

ごいのが出てきた」となるわね、文化財が。そうすると、さらに深く掘ってみようというのが素人頭では浮かぶわけですよ。だから、徹底調査というのは、さらに深く掘って探せと、そうしたら何が出てくるかわからぬよというのをやるべきではないかと、それをやらないのは手抜きではないかというふうな見方も成り立たないわけではないのですよね。その辺というのはどう考えればいいのですかね、今回の場合は。ちょっと余計なことかもしれないけれども。判断が難しいなという感じなんです。

社会教育課長

それでは、堆積層にしますと、一番深いところが旧石器時代になります。それから、縄文、弥生という形になりますので、掘っていくと、色の違いとか、そこに埋まっている遺跡によって、この層は大体想定ができますので、その層まで掘っていきますので、例えば1メートルで縄文が出れば、そこでもともと遺跡というか、土器片が埋まっていれば、これは縄文時代の土地とわかります。それがなくなって、次、地層が変わりまして、その下にはそこは旧石器時代ということで、学芸員のほうでそれはきちんと判断できますので、深さについては、その土地によって浅いところもありますし、深いところもありますので、そこはある程度は見きわめをつけるところまで掘らせていただくような形でやっております。

伊藤余一郎委員

よくわかりました。単に海に潜るのとは違うということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

原裕二委員

改めてちょっと確認をさせていただきたいんですけども。一応予定では、来月から試掘が始まるというようなスケジュールで聞いておるんですけども、恐らくその後、確認調査が行われていくんだらうと思うんですけども、今後の埋蔵文化財の調査というのは、平成11年3月26日、千葉県教育長裁定の埋蔵文化財の範囲及び取扱に関する基準、これが県のほうから出ているんですけども、この基準の内容に沿って行われていくのかというのを改めて確認したいと思うんですが、お願いします。

社会教育課長

原裕二委員のおっしゃるとおりで、基本的には県のほうから幾つか基準等出ておりますので、それを参考にしながら進めてまいります。

原裕二委員

ということは、確認調査が行われた後、本調査に行くかどうかの要否に当たる部分、条件として当たる部分であれば、今回の病院建設のスケジュール、これに関係なく、本調査は改めて行っていくということで間違いないでしょうか。

社会教育課長

こちらのほうで、確認調査の日程につきましては、先ほど御答弁させていただいたとおり、来年の1月からおおむね8月ぐらいいまにかけて調査をさせていただきまして、8月、確認調査が終わりますと、本調査がもしも必要な場合は、本調査の範囲とか期間とか、あと経費とかというのが計算できますので、その時点で病院建設事務局と協議をして進めて

いくようになると思います。ですので、答弁になっているか、わかりませんが、例えば対応策としましては、基本的に県、国も——ちょっと話はずれませんが、確認調査というのは基本的に民間の業者がそこに建物を建てたいというときに、届け出をして調査をするということになるので、その期間、工事がとまってしまいますから、国も県も迅速に早く的確に調査をしろというような指針が出ておまして、松戸市でも重機、ショベルカーで掘れるところまで掘って、後は人海戦術という形でやらせていただこうと思っております。あと、作業員につきましても、今回、試掘の部分につきまして、松戸市のほうで抱えております、登録しております方から15人と、新たに公募しまして5人の方という形で、20人体制で試掘はやるんですが、本調査になって、期間が、広範囲にわたるのであれば、その辺の人的なものも宛てがいながら進めていこうと思っております。

原裕二委員

要は、確認調査した上で、必要であれば本調査はしっかり行っていくということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

石川龍之委員

一つお伺いしますが、本調査に入るというのが非常に市立病院の建設には大きな影響を与えると思うんですが、本調査に入るか入らないかの基準、またその基準を決めているところがどこなのか。また、今陳情には青森県の三内丸山遺跡のことを御紹介いただきましたけども、それに相応するような価値があれば、この病院建設はどのような影響を受けるのかをお伺いします。

社会教育課長

今、2点の御質疑をいただきました。1点目の本調査に移る場合の基準なり内容についてでございますけれども、本調査の要否の基準といたしましては、確認調査の結果、遺構や住居跡等確認がされ、工事等により現状保存が難しいと判断された場合は、その範囲が本調査の対象となります。

なお、本調査の対象となる遺構としましては、千葉県埋蔵文化財範囲及び取扱に関する基準の中で、住居跡、建物跡、墓、貯蔵用の土坑——堅穴でございますね——溝跡、炉跡、火を使った跡、その辺の人的なものが出た場合ですね。年代といたしましては、旧石器時代、縄文時代草創期、早期、晩期、弥生時代前期、中期前半、その他、遺跡の検出がまれな時代の遺跡包含層、また遺跡の性格としましては、祭礼、生産、廃棄とありまして、生産につきましては、よくあるのが製鉄作業を行ったところでございます。廃棄につきましては、土器塚とか貝塚というものが当たると思います。そのような特別な性格を有するところは調査しないというふうに示されております。そういうものが出てきた場合には、本調査に移行するというふうに示されております。

また、先ほど陳情者の方からお話ありました三内丸山のような、すごいものが出たらというような話なんですが、すごい夢のある話だと個人的には思うんですが、ただ、そうなった場合には、市全体として考えていかなきゃいけない問題になるのかなとは思っておりますけれども、我々は、社会教育課としては、きちんとどういうものがあるのかを確認調査でお示しをするというのが今一番目の役目だと思っております。

石川龍之委員

この遺跡があるということで、市立病院建設検討特別委員会では今まで議論はされてい

て、建設工期にも影響はないというような御答弁を執行部からいただいていたと思うんですが。この本調査に入るか入らないかで非常に影響が出るような答弁のように聞こえるんですが、いかがなんでしょうか、そこは。4年2か月という、この工期に影響しないのか。本調査に入ると判断が下った場合、この建設工期に影響が出ないのか。今までは出ないということで承っていたと思うんですが、どうなんでしょうか。

病院建設事務局技監

これまでの社会教育課との協議につきまして、その段階では、仮に遺構、遺物が出た場合に本調査が必要になるというようなことは当然聞いておりました。そこで、本調査に必要な部分はどこだということになりますと、先ほど社会教育課長の説明がありましたけれども、工事によって、その遺構、遺物なりが破壊されるおそれがある部分というような説明があったと思います。そうしますと、今回、この病院事業において、そのような事象に至るといえることになれば、それは当然、建物が建つ部分、先ほど伊藤余一郎委員からお話がありましたけれども、杭工事、あるいは基礎工事によって、その遺構、遺物なりが破壊されるというおそれが当然ありますから、その部分については、本調査に入っていくというふうなお話は当然聞いておりました。そのほかの部分につきましては、仮に遺構、遺物が出た場合であっても、それを現況保存という形で保存ができるのであれば、本調査に入らないでもいいというようなお話も伺っておりますので、そのような形の中で対応させていただいて、工期の中に影響が出ないような形で計画をさせていただいているというのが現状でございます。

石川龍之委員

本調査に入ると——見えない部分が確かに今あると思うんですけども、影響が出てきますよね。その確認です。スケールと、いろいろ内容にもよると思うんですけども、影響が今まで出ないような言い方で私たちには御説明があったと思うんですが、試掘の結果、確認調査の結果、その内容で本調査に入らないといけないというようなものが出た場合、工期に影響が出ますよね、その内容次第では。その確認です。

病院建設事務局技監

私どもが今まで御説明をさせていただいてまいりました工程の中で、着工するのが平成27年の3月を予定しております。これまでの間に建築物が建つ部分での本調査は既に織り込んでおりますので、これを超えると当然影響は出るということではございますけれども、それまでの間に必要な部分、いわゆる建築物が建つ部分の本調査を終えるというような協議を進めておりますので、この中でおさまる部分については全く工期には影響しないということでございます。

石川龍之委員

おさまらない部分は。

病院建設事務局技監

今のところ、おさまらないということになりますと、それは影響しますけれども、おさまらないとする要因としては、建築物が建つ部分以外で、例えば遺構、遺物がきちっと出てきてしまったということで、それを調査しなければならぬというふうな状況があるわけですが、その場合に、本調査にまで及ばないで済む方法としては、それを現

況保存という形で、これは保護層なりをつくって、その遺構、遺物まで工事をしない、そのままの現況保存ができるというような状況であれば、本調査をしないでも済むわけでございますので、そのような造成計画で進めていきたいというふうに私どもは考えてございます。

石川龍之委員

平成27年3月から建設スタートという予定で考えていらっしゃるようですが、その本調査に入ると判断が下るのが来年26年の8月終了後だと思うんですが、そうしますと、およそ半年ぐらいで今、建設——病院の本棟等でそういうものが出たという場合は、杭を打ち込まないためにも、それを遺跡を移すという形になるんですね。そこが半年間でできるという判断なんですね。それを最後、確認。

病院建設事務局技監

私どもが今、社会教育課のほうから伺っておるのは、あくまでも記録保存という形で調査を行うということ聞いております。仮に本棟、管理棟が建つ部分で遺構、遺物が出た場合については、それを写真、あるいは図面等々で記録を残した後、工事については支障なく進めるということができるものと思っております。

石川龍之委員

記録保存の判断をするというのが、今、予定で想定中でしょうけど、記録保存ではできないというような指導が文化財保護法から出る可能性はゼロなんですか。

社会教育課長

今、石川龍之委員のお話でございますけれども、そこが土木工事で、残念ながら遺跡は破壊されてしまうことの代替措置として記録保存しなさいというような、国なり県なりの指導でございますので、きちんと調査をさせていただいて、地層のどの辺の、何メートルのところになんかものがあるって、出てきた遺物につきましても、すべて番号をつけて、この位置で何件あったと。下につきましても、写真等を取りまして、どういう遺構とか住居跡があったということを記録保存という形で、報告書を出すということで、代替措置ということが認められておりますので、そういう形になるかと思えます。

石川龍之委員

ありがとうございます。それが国や県の指導指針ということですね。はい、その確認がとれました。わかりました。

杉浦誠一委員

ちょっと確認しながら、聞きたいことは一つだけなんですけれども。今のお話の中で、確認調査、試掘調査を行って、本調査。本調査する場合というのは、現状保存が難しい場合、県の基準に合わせて行うということで、まずよろしいですね。

そうしますと、確認調査から試掘調査、本調査に移ると、この判断基準なんですけれども、先ほど答弁の中で、学芸員の判断だというようなお話がございました。どのような形の中で、この本調査まで行うか、またその判断をする方は、松戸市の学芸員の方、どんな形でやられるのか、その辺ちょっとお話しいただきたいというふうに思います。第1点。

それから、第2点目には、この間、ボーリング調査したというふうに思います。ボーリ

ング調査をした結果、何かあったかどうか、お聞きしたいと思います。2点です。

社会教育課長

1点目の判断でございますが、先ほど申し述べましたように、千葉県の埋蔵文化財の範囲及び取扱に関する基準に基づきまして、社会教育課の学芸員がそういう基準に則りまして、本調査の必要があるということがあれば、そのものを県のほうに進達をいたします。確認調査でこういう状況がありましたので、これは本調査が必要だということで県に進達をしまして、県の回答をもって工事に入ったりとか、あともう一つは、工事立ち合いとか、あと進捗工事というような形で、例えば調査したけれども、保存すべきものが破壊されてなかったとか、全く出なかったという場合には、県のほうに進捗工事という形で進達をしまして、県のほうで内容を判断しまして、県から進達について回答がありまして、あくまで社会教育課におります学芸員が基準に沿って判断しますけれども、それは市だけではなくて、県のほうにも、文化財課のほうにも進達をして、県の意見も仰いで、その次に進めるというようなステップを踏んでおります。

以上でございます。

病院建設事務局技監

杉浦誠一委員のお話がありましたように、ボーリング調査を先だつてさせていただいております。このボーリング調査というのは、細い管を挿入していきまして、土質を調べるために行うものでございます。したがって、文化財の有無について調査するわけではございませんので、それについて何か出たかというようなことは聞いておりません。

また、最終報告も出ておりませんが、中間報告においても、そのような話を聞いておりませんので、埋蔵文化財があったかどうか、その辺の判断は、私どもでは今現在しかねております。

杉浦誠一委員

ありがとうございます。進達を行うのは学芸員で、県の意見を仰いで決定するんだという、まとめればそういうことかなというふうに思います。進達を行うのは学芸員、単独学芸員ですか、複数の学芸員ですか。どういうふうに県のほうに進達を行うのは、松戸市のどなたが担当して、どういうふうに県のほうにする——松戸市の担当者は、課長ですか、市長ですか。

社会教育課長

県に進達するときは、教育長の名前をもって進達します。ただ、案として、実際に担当している学芸員は、埋蔵文化財の学芸員は3人おりますので、3人で——3人がそれぞれ持ち場を持っておりますけれども、それぞれノウハウにつきましては研鑽に努めておりますし、また県のほうで研修会なり、あと東葛地区の分科会というか、学芸員が集まって内容を研鑽、それぞれの知識とか、あとそういう判断なりを研鑽する場もございますので、基本的には県統一的な判断基準をもって対応しているというような形で考えております。

杉浦誠一委員

ありがとうございます。3人の学芸員の方が協議をして、県に進達を行うというふうに理解してよろしいわけですね。

社会教育課長

協議というか、やはり担当の学芸員がおりますので、その担当の学芸員が決定しますが、ただ、内容によっては3人集まったほうが均等な判断もできますので、必要に応じて相談もするという形になっております。ただ、最終決定は、試掘から全部担当して、そこの現場を仕切っておりますから、担当の学芸員の最終的な判断になるかと思えます。それをもって社会教育課として決定をして、教育長の名をもって県のほうに進達をさせていただいております。

杉浦誠一委員

では、1人ですか。

社会教育課長

基本的には、今も同時に何か所かの現場がありまして、やはり開発行為で調査依頼というのがありますから、それぞれの持ち場を責任を持ってやっております。ただ、同じような状況とか、あと松戸市内でございますから、地形的にも、性格といいまして、集落とか、そういうものが似たようなところがありますから、それについては意見交換をしながら、ただ、決定するのはやはり最初から、一から担当しておりますから、その者が最終的な判断を下すようになるかと考えております。

杉浦誠一委員

最終的な判断を1人でと、まあ3人で協議した上で、しっかり——学芸員の方ですから、教授の、先生みたいなものですから、ひとつ複数で慎重に行っていただきたいと思えます。

山口栄作委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【質疑終結】

【意見交換】

山口栄作委員長

引き続きフリートーキングによる意見交換を行います。各委員の発言を許可しますが、前の発言者の発言が終結してから発言されるようお願いいたします。また、賛否については後ほどの討論の中でお願いいたします。

それでは、意見交換を行います。発言はございませんか。

伊藤余一郎委員

私は、先ほどから確認調査を省略するわけではなくやるんだということが明らかになったという点の一つ、それは陳情者も確認調査をやるべきだという立場で要求してきているわけだから、最終的には一致するのかなと。

それからもう一つは、徹底的な調査云々というのも、基本的にはちゃんと県の基準、あ

るいはそれを越えた部分での、基準を一定越えた部分の試掘なども行うということでは、そういう意味では徹底的な調査とも言える今回の埋蔵文化財の調査を進めるということでは願意を達成する部分ではないかというふうに感じるものだから、どうなんでしょう、ここでこの陳情書を採択するのも——とすると、我々自身が矛盾になってしまうんですね。どういうことかと言えば、確認調査を省略しようとしているのは本末転倒だということを認めたことになってしまいますから、それは採択はできないと。そうすると——そう思わないか、だって、これ事実と違うんだから。（「それは討論で」と呼ぶ者あり）いやいや、だから意見交換の中で触れているわけですよ。したがって、場合によっては、目的を達せられるんだから取り下げてもらったらどうということになるのが一番妥当なのかなとも思わないではないんですが。意見はそういうことです。

採決を最終的にとるという段階で、またこれは述べます。

山口栄作委員長

どうぞ御自由に発言してください。

杉浦誠一委員

この願意からいくと、確認調査を徹底的に行ってくださいということですが、確認調査はするということはもう答弁の中でも明らかですし、本調査にいくことも明らかになっている、もし出た場合はね。そのことはもう十分担保されている、もう願意はこのとおりではないのかなと思うんですけどもね、私は。というふうに私は思っていますが、どうですか。

伊藤余一郎委員

だから、願意は通りますよと。あとは皆さん、どうなのか。意見です、あくまでも。

山口栄作委員長

意見交換、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【意見交換終結】

【討 論】

小沢暁民委員

当局のほうからしっかりやるということが言明されていますので、これはあえて採択する必要はありません。

杉山由祥委員

しっかり肅々とやっていただくということと、あと何かどこかの大学の教授が自分で土器を埋めたりなんかした事件も昔ありましたので、しっかりとその辺を管理していただきたいなと思います。神の手があるので。

山口栄作委員長

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【討論終結】

起立採決
不採択とすべきもの
全会一致

委員長散会宣告
午後 2 時 2 4 分

委員長 署名欄	
------------	--